

新居浜市における空家等対策の推進に関する連携協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会及び公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会新居浜地区連絡協議会（以下「乙」という。）は、新居浜市内における空家等に関する対策の推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、空家等の発生の未然防止、管理の適正化、流通・活用等の空家等に関する対策を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（1）空家等

建築物又はこれに付属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

（2）所有者等

空家等の所有者又は管理者をいう。

（取組事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1）空家等の管理不全防止に向けた所有者等への意識啓発に関すること。
- （2）空家等の不動産取引・利活用の促進に関すること。
- （3）空家等への対策に必要な情報の発信に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

（業務の委託）

第4条 乙は取り組む事項のうち適宜、第三者に対して業務の委託ができるものとする。

（情報の共有）

第5条 甲及び乙は、第3条の取組事項を実施するにあたり、情報の共有に努めるものとする。

（甲が主体となって取り組む事項）

第6条 甲は、第3条の取組事項の実施にあたり所有者等の同意を得て、乙に空家等に関する情報を提供するものとする。

2 甲は、第3条の取組事項の実施にあたって、ホームページ・チラシ等による啓発に努めるものとする。

（乙が主体となって取り組む事項）

第7条 乙は、第3条に掲げる取組事項として甲が作成するチラシ等について、甲に対して配布先の提供・紹介等の協力をするものとする。

2 乙は、乙が主催する（甲から委託を受けて実施する場合を含む）相談業務において、所有者

等による第3条第1号及び第2号の取組に対する相談を実施するように努めるものとする。
3 乙は、その構成員へ第3条に掲げる取組事項に必要な空家等の対策に関する情報の周知等を行うよう努めるものとする。

（協定の有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から1年間とし、有効期間の満了日までに更新に関する協議を行う。ただし、有効期間満了日の2か月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。
この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年1月22日

甲 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

市長

石川 勝行



乙 松山市平和通6丁目5番地1

公益社団法人 愛媛県宅地建物取引業協会

会長

姉川 誠



乙 新居浜市坂井町二丁目3番17号

公益社団法人 愛媛県宅地建物取引業協会

新居浜地区連絡協議会

地区代表

原 英二

